

意見書案第2号

令和5年9月21日提出

松山市議会議員 小崎 愛子

田 淵 紀子

杉 村 千 栄

令和5年9月25日 否決

インボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施中止・延期を求める意見書について

インボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施中止・延期を求める意見書を次のとおり提出する。

#### 記

インボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施中止・延期を求める意見書

2019年10月、消費税等の税率が複数税率となったことに伴い、2023年10月1日から、消費税の仕入税額控除の新たな方式として適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度の導入が目前に迫っている。

仕入税額控除とは、生産や流通といった各取引段階で、二重三重に消費税が累積しないよう、仕入れに係る消費税額を控除する仕組みであるが、インボイス制度の導入後に、買手が仕入税額控除の適用を受けるためには、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である売手のみが交付できる適格請求書等の保存が必要となる。

このため、売手が適格請求書発行事業者でない免税事業者であった場合、適格請求書が交付されず、買手が仕入税額控除の適用を受けられなくなる。これは、買手が免税事業者からの仕入れを避けることにつながり、免税事業者の経営状態の悪化や廃業への懸念が生じる。さらに、中小・零細企業にとっては、適格請求書の発行や保存等にかかるコストが大きな負担になるといった問題が指摘されている。

いまだコロナ禍からの脱却が見通せず、さらに物価の高騰が進む中、多くの事業者が厳しい状況に置かれている。特に免税事業者には、一人親方、デザイナー、ライター、シル

バー人材センターの会員、農家など、収入が不安定な個人事業主やフリーランスが多く含まれている。このままインボイス制度を導入することは、中小・零細企業や個人事業主、フリーランスをさらに困難な状況に追い込むことになりかねない。

「インボイス制度は自由な商取引をゆがめ、税制における「公平・中立・簡素」の3原則にも程遠い、全ての国民に影響を与えるもの」です。

よって、松山市議会は国に対し、以下の事項を実現されるよう強く要請する。

#### 記

- 1 インボイス制度の実施中止・延期すること。
- 2 インボイス制度の廃止により生じる地方消費税収の減少に伴う地方公共団体の減収分を補填するため、必要な措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣